

## 旭川市消費者被害防止ネットワーク加入届

申請日：令和 年 月 日

旭川市消費者被害防止ネットワークに加入します。

団体・機関等の名称		
代表者氏名		
所在地		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
電子メールが 利用できない理由 (○をつけて下さい)	1 メールアドレスがない 2 外部との接続が遮断されている 3 その他	
担当者	所属	
	氏名	

※電子メールの利用ができない場合は、FAXでの連絡となります。

## 【加入機関等が担う役割について】

ネットワークに加入いただきますと関係機関等へは、当センターで得られた消費者被害情報等を必要に応じ配信しますので、当該情報を所属会員及び所属職員等に周知していただくと共に、市民と接する機会等を利用して情報提供や注意喚起に努めていただきます。

また、訪問販売、電話勧誘、マルチ商法等により、あるいは送りつけ商法、サクラサイト商法等の悪質商法によって市民が困っている状況などに気付いたときは、当センターへの相談（電話0166-22-8228）を促していただき、併せて当センターへの情報提供もお願いすることになります。

【旭川市消費者被害防止ネットワーク事務局】	旭川市市民生活部市民生活課消費生活センター 住所 旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階 ☎:0166-25-9747 FAX:0166-26-2545 Eメールアドレス:syo510@city.asahikawa.hokkaido.jp
-----------------------	---

※登録いただいた情報は、本市がネットワーク内で情報提供する場合に限り利用させていただきます。ただし、加入機関等の名称については公表することがありますので、御了承ください。